

令和2年 第1回天城町議会定例会

第 4 日

令和2年3月6日（金曜日）

令和2年第1回天城町議会定例会議事日程（第4号）

令和2年3月6日（金曜日）午前10時開議

開議			
○日程第1	議案第3号	天城町移住定住促進条例の制定について	町長提出
○日程第2	議案第4号	天城町監査委員条例の一部を改正する条例について	町長提出
○日程第3	議案第5号	天城町情報公開条例の一部を改正する条例について	町長提出
○日程第4	議案第6号	天城町個人情報保護条例の一部を改正する条例について	町長提出
○日程第5	議案第7号	天城町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について	町長提出
○日程第6	議案第8号	天城町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	町長提出
○日程第7	議案第9号	天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	町長提出
○日程第8	議案第10号	天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	町長提出
○日程第9	議案第11号	天城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	町長提出
○日程第10	議案第12号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	町長提出
○日程第11	議案第13号	天城町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部を改正する条例について	町長提出
○日程第12	議案第14号	天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	町長提出
○日程第13	議案第15号	天城町介護保険条例の一部を改正する条例について	町長提出
○日程第14	議案第16号	天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について	町長提出
○日程第15	議案第17号	簡易水道事業特別会計条例を廃止する条例について	町長提出
○日程第16	議案第18号	天城町辺地に係る総合整備計画の変更について	町長提出
○日程第17	議案第19号	令和元年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第5号）について	町長提出
○日程第18	議案第20号	令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第4号）について	町長提出

- 日程第19 議案第21号 令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第4号）について 町長提出
- 日程第20 議案第22号 令和元年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正（第3号）について 町長提出
- 日程第21 議案第23号 令和元年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第4号）について 町長提出
- 日程第22 議案第24号 令和2年度天城町一般会計歳入歳出予算について 町長提出
- 日程第23 議案第25号 令和2年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について 町長提出
- 日程第24 議案第26号 令和2年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について 町長提出
- 日程第25 議案第27号 令和2年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について 町長提出
- 日程第26 議案第28号 令和2年度天城町水道事業会計予算について 町長提出

散会

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平岡寛次君	2番	喜入伊佐男君
3番	吉村元光君	4番	奥好生君
5番	昇健児君	6番	大吉皓一郎君
7番	久田高志君	8番	秋田浩平君
9番	上岡義茂君	10番	松山善太郎君
11番	前田芳作君	12番	柏井洋一君
13番	平山栄助君	14番	武田正光君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	柚木洋佐君	議会事務局参事	藤井恒利君
		議会事務局書記	宇都克俊君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	森田弘光君	教育長	春利正君
教委総務課長	豊島靖広君	会計課長	上原富一郎君
社会教育課長	神田昌宏君	総務課長	禱清次郎君
税務課長	岸恭聖君	企画課長	福健吉郎君
保健福祉課長	碓本順一君	建設課長	昇浩二君
水道課長	張本康二君	農業委員会事務局長	伊地知隆治君
農政課長	山田悦和君	農地整備課長	大久明浩君
町民生活課長	森田博二君	商工水産観光課長	中秀樹君
選挙管理委員会書記長	米田俊朗君	総務課長補佐	中村慶太君

△ 開議 午前 10 時 00 分

○議長（武田 正光議員）

これから本日の会議を開きます。
直ちに本日の日程に入ります。

△ 日程第 1 議案第 3 号 天城町移住定住促進条例の制定について

○議長（武田 正光議員）

日程第 1、議案第 3 号、天城町移住定住促進条例の制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

皆さん、おはようございます。それでは、議案第 3 号、天城町移住定住促進条例の制定について、ご説明いたします。

内容につきましては、移住及び定住の促進についてその基本理念を定め、その実効性を高めるための施策の推進に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第 3 号、天城町移住定住促進条例の制定について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 2 議案第 4 号 天城町監査委員条例の一部を改正する条例

について

○議長（武田 正光議員）

日程第2、議案第4号、天城町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第4号、天城町監査委員条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

内容につきましては、地方自治法改正に伴い「地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し」が新たに規定されるため、その一部を改正しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第4号、天城町監査委員条例の一部を改正する条例について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第5号 天城町情報公開条例の一部を改正する条例 について

○議長（武田 正光議員）

日程第3、議案第5号、天城町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議

題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第5号、天城町情報公開条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

内容につきましては、天城町水道事業への移行及び現行の法令との整合に伴い、一部改正を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。

○10番（松山 善太郎議員）

細かいようで大変申しわけなくと思いますが、別表第2というのがございます。下のほうに。条例の一番下の別表第2の項中というのがございます。後ろのほうに、資料がついております。新旧対照表がついております。そこが普通の別表になっていて、別表2になっていないんですが、これはこれでいいのでしょうか。その前のほうはちゃんと別表1になっているわけですが、わかりましたか。

○総務課長（袴 清次郎君）

お答えいたします。

ご指摘のとおりでございます。別表のみならず別表2とするのが正確なものでございます。

失礼いたしました。

○10番（松山 善太郎議員）

次の第6条も、第6号ですか、議案。次のもそうなっていますので、訂正するのであれば訂正するでちゃんと、このように訂正をお願いしますと、これからはそういった手順で、もし軽微な訂正で済むときは、訂正をお願いしますということでやっていきたいと思っておりますので、ひとつ答弁をお願いします。

○総務課長（袴 清次郎君）

ただいまご指摘のありました別表2と示しておりますが、資料のほうには別表とのみなっております。議案第5号、議案第6号について同様でございますが、別表第2と修正をさせていただきますようお願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

討論なしと認めます。

これから議案第5号、天城町情報公開条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第6号 天城町個人情報保護条例の一部を改正する 条例について

○議長(武田 正光議員)

日程第4、議案第6号、天城町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

議案第6号、天城町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

内容につきましては、天城町水道事業への移行及び現行の法令等との整合性に伴い、一部改正を行うもののでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(武田 正光議員)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

討論なしと認めます。

これから議案第6号、天城町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第7号 天城町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(武田 正光議員)

日程第5、議案第7号、天城町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

それでは、議案第7号、天城町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

内容については、天城町水道事業への移行及び現行の法令等との整合に伴い、一部改正を行おうとするもののでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(武田 正光議員)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

討論なしと認めます。

これから議案第7号、天城町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 6 議案第 8 号 天城町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第 6、議案第 8 号、天城町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第 8 号、天城町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行及び天城町水道事業への移行に伴い、一部改正を行うもののでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第 8 号、天城町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 7 議案第 9 号 天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第7、議案第9号、天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第9号、天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、令和元年度人事院勧告に伴い、住居手当及び勤勉手当の一部改正を行うもののでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第9号、天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第10号 天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第8、議案第10号、天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第10号、天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、令和元年人事院勧告等に伴い、給料表の一部改正を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第10号、天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第11号 天城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第9、議案第11号、天城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第11号、天城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

内容につきましては、天城町水道事業への移行及び現行の法令等の整合に伴い、

一部改正を行おうとするもののでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。

○10番（松山 善太郎議員）

質疑というほどでもないんですが、この徴税等手当の支給の範囲です。水道課の職員はまあ全員として、あとこれに該当する課がありますけれども、その課の職員の支給範囲はどうなっていますか。あくまでも集金する職員だけなのか。ほか部下とかそれに携わっている職員にも支給しているのかどうか。

○総務課長（袴 清次郎君）

税務課の職員全てについております。この手当が。

○10番（松山 善太郎議員）

これは、もともとはそうではなかったような気がするんですよ。この徴税等手当を見ますと、もともとの本文ですよ。第3条というのがあります。もともとの本文。対照表です。「徴税等手当は、徴税、国民健康保険税」、この徴税は、普通のこれは、この徴じゃなくて、町の税の町税です。（「そうです」と呼ぶ者多し）もともと間違っている。徴収に関する事務に専ら従事するようになっていきますので、年に1回ぐらい徴収に行くとかそれは該当しないわけです。専らという言葉を使っている以上。ですから、もう主に徴収だけをやっている職員というのがいらっしゃるはずですよ。もともといましたから、担当のところは1人か2人は。この方々に支給をするということになっていきますので、そこら辺の運用も、余り運用が緩くならないように、厳格とまでは言いませんが、ある程度きっちりしてもらいたいと思います。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第11号、天城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を
改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例について

○議長(武田 正光議員)

日程第10、議案第12号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

議案第12号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明いたします。

内容につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部改正を行おうとするもののでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(武田 正光議員)

これより質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

討論なしと認めます。

これから議案第12号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 1 1 議案第 1 3 号 天城町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第 1 1、議案第 1 3 号、天城町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第 1 3 号、天城町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

内容につきましては、天城町水道事業への移行に伴い、その一部改正を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第 1 3 号、天城町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 1 2 議案第 1 4 号 天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第12、議案第14号、天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第14号、天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、国の税制改正に伴い、国民健康保険税の上限や軽減基準の一部改正を行おうとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第14号、天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第15号 天城町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第13、議案第15号、天城町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第15号、天城町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し

上げます。

内容につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い、その一部改正を行おうとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。

○10番（松山 善太郎議員） これを、中をもうちょっとわかりやすく説明してもらえますか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

ご説明申し上げます。

昨年10月に消費税の増税が施行されました。その税収を財源とする介護保険料の軽減措置の拡充が図られました。それに伴う条例の改正となります。

○10番（松山 善太郎議員）

要するに、安くなるわけですか。いいことですので、もうちょっと、どの段階の人がどれぐらい安くなるというのは、ここに、第何項の何号とか書いてありますけど、これじゃちょっとわかりにくいんです。第1項第3号とか、第1項第1号とか、1号被保険者とか、そこら辺をもうちょっとわかりやすくということですが、税が安くなるということまではわかっております。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

4万1千400円という方が第1号で、1号、2号、3号、所得の低い方から順番に1、2、3なんですけれども、それぞれ4万1千400円が3万5千400円に、4万9千200円が3万9千円に、5万7千円が5万4千600円に下がるということになります。

以上です。

○10番（松山 善太郎議員）

課長、それは書いてあるからわかるわけです。ここに見えないのがありますが、第1項第1号とはどういった方なのか。第1項の2号とはどういった方なのか。第1項の3号とはどういった方なのか。多分これは町民税かなんかの非課税とか、所得割があるとかないとかではないかとは思いますが、そういうのをちょっとわかりやすく説明したほうがいいと思いますよ。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

失礼しました。

第1項第1号という方が一番、これ所得で区分分けされております。大変申しわけありません。今ちょっと手元に資料がないので、細かい区分が、今金額を申し上げることができないんですけれども、それぞれ、ここからここまでという所得額がありまして、それに応じた区分分けになっております。申しわけありません。

○10番（松山 善太郎議員）

課長、そうおっしゃいますけど、条例の改正なわけです。そこに手元に条例があるでしょう。条例の何条というのも書いてある。それを探すのに時間は少しはかかるでしょうけど、こういうのを議会に提案するわけだから、前もってちゃんと書いて、手元に資料として持っておくのが普通ですよ。言われてからばたばたするのはなくて。

今のは、ここまではトレーニングです。次の議案でもうちょっとまたいろいろ説明を求めたいと思います。気をつけてください。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第15号、天城町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第16号 天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第14、議案第16号、天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第16号、天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、町営住宅の建替えに伴う管理戸数の増減及び民法の一部改正に伴い、その一部改正を行おうとするもののでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。

○10番（松山 善太郎議員）

今、民法の一部改正というお話がございましたが、この連帯保証人の12カ月分というのが民法の改正に当たる分ですか。民法でこういった改正がなされたわけでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

民法で12カ月というのはございません。民法の中の465条の2根保証契約とは、保証契約のうち一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約のことであるということと、その住宅使用料は不特定の債務に該当するというところで、令和2年4月以降、公営住宅の入居者に対し、個人の連帯保証人を求める場合には新たに極度額の設定が必要である。その極度額を明確に定める必要がありますよということで、この12カ月ということに関しては民法で決められているものではありません。

○10番（松山 善太郎議員）

この12月と呼ばば簡単にわかるんですが、これ12月分と読めないこともないわけですよ。これもうちょっとわかりやすいようにしたほうがいいんじゃないですか。この際、ここで。これじゃ12月分とも読めますよ。私は、12月分と読みますけど、やはりこういうのははっきりわかりやすいように12カ月分とか1年分とか、そのように今ここで12カ月なら12カ月にしたほうがいいんじゃないですか。

○建設課長（昇 浩二君）

申しわけありませんでした。じゃ、わかりやすくしたいと思います。12カ月分ということで訂正をお願いしたいと思います。

○議長（武田 正光議員）

松山議員、よろしいですか。

○10番（松山 善太郎議員）

それともう一つ、すっかりまたこういうのを見ると忘れるんですが、今、町長の提案理由にもう一つ、管理戸数の何とかというのがあったと思うんですが。民法の改正ともう一つ何でしたか、理由は。

○議長（武田 正光議員）

管理戸数の増減以外にということですか。

○10番（松山 善太郎議員）

管理戸数の増ということですか。はい、わかりました。

これを見ていて、あちこち、いや管理戸数の増減だけでいいんですか、課長。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

先ほどの連帯保証人に対する極度額のものとは管理戸数の増減であります。

○10番（松山 善太郎議員）

これ、わからないのがいっぱいあって、例えば、増、とりあえず一個一個見ていたらきりがありませんけど、大和川の11戸が4戸に減ったのはすぐわかります。新旧対照表です。改正で。これは大体納得がいきます。天城A、これが2戸に増えた理由がよくわからない。その次の欄、兼久、これが8が9に増えたのもよくわからない。新築したわけでもないでしょうから。塩道が9から8に減ったのも、壊したわけでもないのに、減っているのもよくわからない。

その次からです。大津川の平成16年という住宅はもともとないような気がするんですが、あるにしたら、それが平成5年に変わっているのもよくわからない。

とりあえずここまでです。ここまで、説明してもらえますか。

○議長（武田 正光議員）

建設課長、天城A、兼久、塩道、大津川は平成16年度分についての説明をお願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えいたします。

この部分に関しては、今までの記載が間違っていたということで訂正をさせていただきます。

天城Aは、政策空き家ということであけておりましたけれども、平土野原地区の住宅改築に伴い、居住していた方を、補修して政策空き家をなくして、1戸増やして、そこに居住していただいております。

兼久地区につきましては、実際に9戸であるものが、今まで掲載されているのが8戸であったということで、訂正をさせていただきます。

塩道団地についても同様で、9戸であったのが正確に8戸であったということで、

これも訂正をさせていただいております。

続きまして、大津川については、建築年度の間違いであったということで、これも訂正をさせていただいております。改正後が正確であります。

○10番（松山 善太郎議員）

これとは違うんですか。私、これも一応確認したんですが、大津川の建築年度が、これでいきますと、2004と5ですから。となると16年前ですので、この平成16のが合っているような気がするんですけど、私平成16のほうに丸をして平成5年のほうにクエスチョンマークを打っているんですが。

これがまず1つで、それと兼久、兼久は現有で、建築年度で見ますと、2つに分かれていて、3戸と8戸になっているんです。管理条例で。2つに分かれていて3と8になっている。計で11になっている。これ今課長の説明で、8を9にしていると言っていますが、8が9、これは3と8で……。どうもここら辺も見ていてよくわからない。

あと、今の大津川でしたね。

次の、下のほうに行きますと前里があります、一番下のほうに。前里は平成16年になっていますけど、こっちのほうが平成5で上がっているんです。平成16が間違いで。これはあっちこっち調べたんですけど、私が見た範囲ではそのようになっています。

それと、名須の木造のC、平成30年度完成。これが今入ってくるのはどういったわけですか。これも、これもうちちょっと早目に入ってくるべきじゃなかったんですか。去年の今ごろ。兼久が入ってきているわけだからもう。兼久の木造が。令和元年で。完成したのが入っている。ということになると、30年の完成は1年前に入ってくるのが当然ですよ。

こうしてあちこちにこういった手抜きとかこういった間違いがこの表に散見される、はっきり言って。あっちにもこっちにもある。

例えば、その下の西阿木名のE、これは平成24、その名須のDまで。平成24になっているのを44、41、46に直している。どこで間違ったのかということ。それ返事ができればいいんですけど。

ここら辺、どこで間違ったか。恐らく原因は究明していないと思う。誰かが気がついて、平成24年じゃないよと。5、6年前じゃないよと。西阿木名のE、F、名須のDは。慌ててこれに訂正したでしょうけど、これちゃんと調べてありますか、いつどこで間違えたというのを、どの時点で間違えたというのを。今の年度、年度誤り。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

何年度に間違えたかちょっと把握しておりませんが、ことしの住宅の増減に合わせて、担当が、ちょっと誤りがあったということで、ここら辺も含めて変更しようということで、今回やっております。申しわけありませんが、そこはちょっと調べてございません。

○10番（松山 善太郎議員）

先ほど言ったのは、ただ条例を探すのが時間がかかる。そこに調べればすぐある。これはどこで間違えたかもうちょっと念入りに検証がいる。どこかで間違えているわけです、ここの年度は全部。

おまけに、合っているのまで今度わざわざ間違えている。平成16を平成5に。私の勘では間違えていると思う。そこら辺を、下のほうに行ってもありますよ。もうちょっと、これはこのままではちょっと納得しかねますけど。

こういうのを間違っているとわかった時点で、どの時点でどのようにして間違っただというのをきっちり探さないから仕事が全ていいかげんになってくるわけですよ。後で補正予算も出ますよ。12月補正して、今度は念入りに落としている。私はそんな12月の補正自体に納得できないと言っている。案の定だ。

こういうの、仕事のやり方がそれこそ軽々にやり過ぎる。この間違ったら間違っただで、どこで間違えたのかなと、その原因を究明しないから同じような間違いを何回もするんです。これはもうちょっと念入りに調べてもらいたいと思います。

しばらく、議長、休憩しましょうか。

○議長（武田 正光議員）

建設課長、そこら辺はどうですか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えいたします。

再調査したいと思っております。

○議長（武田 正光議員）

しばらく休憩します。11時に再開します。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案第16号については、担当課長のほうで精査をして、一部解明した点もあるようでございます。したがって、その部分についての差し替えをしてとい

うことですが、松山議員、それについて、よろしいですか。そういうことを条件として、この議案については質疑を続行したいと思えますけれども、ほかに質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

討論なしと認めます。

これから議案第16号、天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、次の日程に入る前に、執行部の皆さん方に、私、議長の立場として、注意を申し上げます。

先ほど来、松山議員の話にもありますように、これはことし始まったばかりの話じゃない。過去にもいろいろあって、手違いやらがあって注意を受けたりしているわけでございますけれども、今後、課長の皆さん方、局長の皆さん方、心して毎日の業務を遂行するように、厳重に注意を申し上げておきます。

議会のあり方というものに対して、皆さん方ももうちょっと真剣に我々議員に対応するように、よろしく願います。

それでは、議事を続行します。

△ 日程第15 議案第17号 簡易水道事業特別会計条例を廃止する 条例について

○議長(武田 正光議員)

日程第15、議案第17号、簡易水道事業特別会計条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

大変失礼をいたしました。これからも十分注意しながら議会と向き合っていきたいと思えます。

それでは、議案第17号、簡易水道事業特別会計条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、天城町水道事業への移行に伴い、簡易水道事業特別会計条例を廃止しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。

○9番（上岡 義茂議員）

この簡易水道事業特別会計の条例を廃止するに当たり、その水道料金、過去徴収できなかったものに対しての、それはそのまま継続ということによろしいですか。

○水道課長（張本 康二君）

そのとおりでございます。滞納分に関しましては、ずっと継続で収納する予定です。

○9番（上岡 義茂議員）

廃止したことによって、その継続でいいですかということなのですが、今答弁にあったように継続100%やっていけるんですか。法的に大丈夫ですか。

○議長（武田 正光議員）

条例を変更したことによってその滞納分が継続して債権が残るかということでしょう。

○水道課長（張本 康二君）

滞納繰越分の債権は残りますが、今回の予算に計上してあるのは、5年以前のやつはその分の額は計上してありません。5年以降分だけを今回の予算書のほうに計上しております。（発言する者多し）以前のやつは徴収する努力をしたいと思います。

○9番（上岡 義茂議員）

それで法的に大丈夫ですかということです。

○水道課長（張本 康二君）

一応法的には、民法で5年となっております。

○議長（武田 正光議員）

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

討論なしと認めます。

これから議案第17号、簡易水道事業特別会計条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第18号 天城辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長(武田 正光議員)

日程第16、議案第18号、天城辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

議案第18号、天城辺地に係る総合整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、天城辺地に係る公共的施設を平成28年度から令和2年度までの期間で総合的に整備するため、総合整備計画を策定しているところでございますが、その内容の一部を変更したいということでございます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第4項の規定に基づいて議会の認定を求めるものでございます。

主な変更としましては、令和2年度事業の追加でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(武田 正光議員)

これから質疑を行います。

○10番(松山 善太郎議員)

追加になった電気通信設備ですか、これについてまず説明をお願いします。

○企画課長(福 健吉郎君)

お答えいたします。

13ページになります。今回、新規といたしまして、上から3つ目です。GE-PON設備更新事業、それとまたスタジオ設備更新事業というのが2件ございます。これは、AYTでございます。このGE-PONにつきましては、ちょっと説明が難しいんですが、1本の光ファイバー回線を複数の加入者で共有するシステムということで、電気信号で光信号に変換し、光ケーブルで送信した信号を各家庭に設置した変換装置で電気信号に再変換するシステムということでございます。

これについては、今、AYTの機材、1階のほうに機械室がございますが、そこに平成22年の事業で整備した機材が置かれております。これの更新に当たるものということでございます。

また、スタジオ設備の更新事業につきましては、これスタジオ内の、これも平成22年度、デジタル化に伴って更新した機器類が、もうやがて10年たつということで、更新の時期に来ているということで更新するもので、総額で1億3千300万ということでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

これは是非しないといけないものなのか。それとも新しくしたほうがいいのかからするという程度のものなのか。これ1億3千万といたしますと、すぐ住宅に持っていったらいいんですけど、住宅が6戸できるわけです。少なくとも5戸はできる。これは緊急性のあるものなのかどうか。

○企画課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

緊急性といいますと緊急性はあるというふうに認識しております。そのスタジオ機器につきましても、今この議会での中継を生放送しているわけですが、その設備についても、更新したほうがもういい時期に来ているということと、その光ファイバー回線につきましてもかなり、不具合がいつ生じるかわからないという状況にあるということで、更新の時期に来ているというところです。

今後この、AYTを存続させるにはこのような更新は、今の時期行ったほうがいいのかという判断でございます。

○10番（松山 善太郎議員）

更新するとなると、どのような種類の会社、どこら辺の会社がするわけですか、もしやるとなれば。

○企画課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

これについては、ちょっとはつきり把握しておりませんが、九電工とかそういう

た機器メーカー、こういったところが工事の対象の業者となるものかと思っております。

○10番（松山 善太郎議員）

そのやったほうがいいよと言ってきたのは、どこからですか。どこの会社、誰かが、課長が自分でやったほうがいいなと見たわけじゃないでしょう。回線ケーブルだなんて見えないわけだから。それは誰かが、やったほうがいいですよと言ってきた方がいらっしゃるわけでしょう。課長に。これは誰ですか。

○企画課長（福 健吉郎君）

申しわけほうありませんが、私また把握しておりませんが、担当のほうも、機材の一部に故障が生じて、修理を依頼したことが何度かあるということも言っていました。そういう状況において、先ほども申し上げましたが、平成22年の事業、実際に運用が23年かもしれませんが、そのときの機器類でございます。ですので、通常であれば10年程度で更新の時期かというふうに認識しております。

○10番（松山 善太郎議員）

あのね、私が聞いているのは、どこの会社が、更新したほうがいいですよと言ってきたのというのを聞いている。それは更新したほうがいいと誰かが言っているわけでしょう。それは、前の課長とかあんたが言い出したわけじゃないでしょう。

○企画課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

先ほど九電工とか言いましたが、実際には見積もりについては九電工から徴収しております。

○10番（松山 善太郎議員）

あのね、じゃ私たちも判断しかねるんです。

次のページをお願いします。

地図があります。地図の中に丸がして、人口2千356人となっています。これはこれでいいわけですか。この丸と人間の数。

○企画課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

この丸円が5km²ということですので、間違いはないかと思っております。

○10番（松山 善太郎議員）

私が聞くぐらいだから間違いあるんでないの。5ページを見てごらん。同じ資料5のページ。そこに、この円を使った人口がある。あなたが持っている書類の丸は天城と平土野なんだ。1千700人しかいない。

これ、この書類を見る人は、よくわからんからこれで通すかもわかりません。だ

けど、その地図をよく見たら地名が入っている。兼久という。これは兼久を入れないと2千300にならないんだ。またここで1つ、これでいいのかどうか。私であれば通しませんよ。（発言する者多し）

○議長（武田 正光議員）

しばらく休憩します。11時30分から再開するようにします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時33分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの松山議員の質疑に対するの答弁を求めます。

○企画課長（福 健吉郎君）

大変申しわけございませんでした。今の議案の14ページの地図でございます。この地図の5km²についてでございますが、半径が約1.25km、ですので直径で2.5kmほどという範囲になります。この円の表記がちょっと若干ずれてはおりますが、ちょうど天城辺地の中心点が平土野商店街のちよきゅらしま館の向かい側の地点が中心地となります。そこから約1.25kmとなると、兼久方面でいけば天中その近辺。また、北のほうに行けば給食センター手前というぐらいがちょう1.25km地点かと思っております。そういうことで判断いたしますと、この人口については、基本的に平土野、天城が主で、兼久のごく一部ということになりますので、人口のほうもちょっと数字が誤っているということになります。

この表につきましては、当該天城が辺地かどうかというのを判断する地図となっております。この中心点から5km²以内に50人以上いること、さらには、辺地度数が100点以上であることということでありますので、本町については辺地度数が222点となっておりますので、辺地に該当するというところでございます。

ちょっと数字のほうはまた再度担当のほうと精査をしまして数字を出したいかと思っております。この数字よりはかなり減るということになります。

○議長（武田 正光議員）

松山議員、よろしいですか。

○10番（松山 善太郎議員）

課長、どっちみちこれ書類を見るとわからないわけですから、この2千3百何十人というのを、天城、平土野の人口にあわせて1千700、1千800ぐらいに、今訂正したらいいんじゃないですか。

○企画課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

それでは、今松山議員からのご指摘がありましたように、50人以上であればよいということでもありますので、わかりやすく天城集落と平土野集落の901と827を足した1千728という数字に訂正をお願いしたいと思っております。

どうも申しわけございませんでした。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第18号、天城辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。午後1時から再開いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第17 議案第19号 令和元年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第5号）について

△ 日程第18 議案第20号 令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第4号）について

△ 日程第19 議案第21号 令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第4号）について

て

△ 日程第 20 議案第 22 号 令和元年度天城町後期高齢者医療事業
特別会計歳入歳出予算補正（第 3 号）
について

△ 日程第 21 議案第 23 号 令和元年度天城町簡易水道事業特別会
計歳入歳出予算補正（第 4 号）につい
て

○議長（武田 正光議員）

日程第 17、議案第 19 号、令和元年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第 5 号）について、日程第 18、議案第 20 号、令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第 4 号）について、日程第 19、議案第 21 号、令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第 4 号）について、日程第 20、議案第 22 号、令和元年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正（第 3 号）について、日程第 21、議案第 23 号、令和元年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第 4 号）について、以上 5 件を一括議題といたします。

この 5 件の議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第 19 号、令和元年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第 5 号）について、ご説明いたします。

歳入歳出予算に 8 千 7 1 8 万 2 千円を追加し、予算総額を 6 3 億 6 千 3 0 6 万 7 千円に定めようとするものでございます。

歳入の主なものは、町税 8 4 0 万円の増加、地方消費税交付金 1 千 9 6 万 5 千円の増額、分担金及び負担金 1 千 7 2 7 万 2 千円の減額、国庫支出金 2 千 4 4 2 万 9 千円の増額、県支出金 1 千 8 9 5 万 8 千円の減額、寄附金 2 千 4 0 3 万円の増額、繰入金 3 千 1 9 2 万 3 千円の増額、諸収入 1 千 6 6 9 万 3 千円の減額、町債 4 千 3 7 0 万円の増額でございます。

歳出の主なものは、総務費 1 億 2 千 8 5 万 6 千円の増額、民生費 4 千 6 7 7 万 1 千円の減額、衛生費 3 千 3 3 2 万 9 千円の減額、農林水産業費 1 千 9 6 1 万 9 千円の減額、商工費 1 千 3 0 0 万 4 千円の増額、土木費 1 千 6 7 9 万 5 千円の減額、消防費 5 2 0 万 7 千円の減額、教育費 8 千 4 8 3 万 3 千円の増額、公債費 7 8 0 万 4 千円の減額でございます。

なお、農業創出緊急支援事業費補正、徳之島ダム水管理施設費、水産物供給基盤

機能保全事業費、合宿日本一の“島”推進事業費、大和城観光地連携整備事業費補正、舗装修繕事業費、橋梁補修事業費、喜治原線改築事業費、前野・岡前横断改築事業費、平和東線外1線改良事業費、公営住宅建設事業費、都市公園事業費、公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業費、文化財保護費、現年度発生圃場災害復旧事業費、土木の15件、5億1千410万3千円を令和2年度に繰越事業として行うこととしております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議案第20号、令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正(第4号)について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算に627万5千円を追加し、予算総額を10億1千350万5千円に定めようとするものでございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税120万2千円の増額、県支出金481万7千円の減額、繰入金887万3千円の増額、諸収入105万円の増額でございます。

歳出の主なものは、保険給付費1千194万円の増額、保険事業費563万8千円の減額でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議案第21号、令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正(第4号)について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算を8千313万8千円減額し、予算総額を8億9千941万7千円に定めようとするものでございます。

歳入の主なものは、支払基金交付金3千5万9千円の減額、国庫支出金2千804万9千円の減額、県支出金1千483万6千円の減額、繰入金1千75万6千円の減額でございます。

歳出の主なものは、総務費476万2千円の増額、保険給付費8千510万7千円の減額、地域支援事業費279万3千円の減額でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議案第22号、令和元年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正(第3号)について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算を27万円減額し、予算総額を7千93万2千円に定めようとするものでございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料114万7千円の増額、繰入金123万8千円の減額、諸収入16万円の減額となっております。

歳出の主なものは、総務費36万9千円の減額となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第23号、令和元年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第4号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算を210万円減額し、予算総額を3億3千918万5千円に定めようとするものであります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料210万5千円の減額でございます。

歳出の主なものは、簡易水道事業費210万円の減額でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（武田 正光議員）

質疑に入ります前に、各予算の会計名とページ数を述べて質疑をしていただきますようお願いいたします。

これから質疑を行います。

○6番（大吉 皓一郎議員）

一般補正です。補正の一般会計15ページの民生費負担金、このところのプレミアム商品券個人負担分、これのどうしてこうなったのか。減をしております。

それと、39ページから40ページ、ここの委託料、衛生費、保健福祉総務費の委託料100万円、次に、予防費委託料335万3千円、次の2項の健康増進事業委託料も減をしております。165万、ここの説明をお願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

まず、民生費の負担。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えします。

まず最初に、プレミアム付商品券事業につきましてです。

2月の10日時点での実績が430名の方に1万750枚の売り上げを行っているところです。当初、1千510名、1月31日時点で対象者を見込んで、何回か勧奨も行ったところなのですが、もうぎりぎりのところでこの750名の方の申請でとどまっております。それに伴い、歳入も減らしております。後ろのほうで出てきますが、歳出のほうも見込み数に応じて減額させていただいているところです。よろしいでしょうか。

○議長（武田 正光議員）

大吉議員、再度質問して。

○6番（大吉 皓一郎議員）

これ落とすわけですね。落としたらこれどうされるんですか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

商品券ですか。まず、商品券を買っていただいて、それがお店屋さんにならって、差額分を役場からお支払いします。売れ残った商品券につきましては、結局金券としての効果が発生しませんので、ちょっと言葉は悪いんですが、売れ残った分はもう使用しないということになります。

引き続き、後ろのほうもよろしいでしょうか。保健予防費。

○議長（武田 正光議員）

大吉議員、続いて、39ページと40、答弁よろしいですか。

○6番（大吉 皓一郎議員）

それじゃ、そこもお願いします。

○議長（武田 正光議員）

続けて、答弁。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

歳出の39ページ、保健福祉総務費のうちの13委託料で100万円の減額を行っておりますが、これ中身が妊婦乳幼児健診検査委託料となっております。昨年度末の母子手帳の発行件数が40件です。12月時点での発行件数が27件、妊婦さんお一人当たり大体10万ぐらいかかるので、10名ぐらい減るであろうというところで減額しているところです。

40ページ、健康増進事業費です。13委託料、各種健診委託料165万円減額させていただいております。これにつきましては、がん検診の受診の実績に伴っての減額となっております。がん検診なんですけれども、一番高い乳がんでも17.2%と、天城町非常に今検診の受診率向上に苦慮しているところであります。実績に伴い165万の減額とさせていただいております。

もう一カ所、すみません、戻ります。

予防費のほうです。予防費の委託料335万3千円ですが、これは国のほうの事業で、風疹の、ちょうど私たちの世代なんですけれども、風疹の予防接種を行っていない世代がございます。そこをもう一度、抗体がない方には接種しようということで、今年度約400名、天城町で対象者の方がいらっしゃいます。通知を送って抗体検査をして、抗体がなければ予防接種を受けてくださいという案内をしたところなんですけど、今現在で12名の方しか受けていらっしゃいません。その実績を鑑みて335万3千円、ほぼほぼ全額が風疹の予防接種に係る委託料の減額となっているところです。

○6番（大吉 皓一郎議員）

ちょっと十分なPRとか町民に認識できるような方法とか、電話とかされたんで

すか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

この風疹対策事業は国からおりてきている事業です。実は、私たちのほうももうちょっと積極的な勧奨を動ければよかったです。現実的には、受けてくださいという通知のみで終わっております。国のほうも、受診率が低いところは全国的に把握しているようで、新年度令和2年度に改めて全住民の皆さんがしっかりと理解するような広報を行いましょうということで、また連絡もいただいているところで。またそれに沿って保健センターでもしっかりと告知していきたいと思ひます。

○3番（吉村 元光議員）

一般会計補正の55ページと56ページ、小学校管理費、中学校管理費で、備品購入費が増額をされております。多分光熱水費等の節約、こういった関係でそこに増額されていると思うんですけども、これにつきましては、担当課のほうでは必要なものだから予算要求されたと思ひます。私、12月議会で、予算の編成のやり方ということで、総務課の補正予算の編成作業、この中でうまく調整して予算の組み方を、当初予算と補正予算、うまくやったらどうかねということで質問いたしました。

こういったことで、今3月になってから補正するということは、あと事務的処理が、期間が非常に少ないと思ひます、購入執行が。ということで、これを6月補正あたりにさせるような予算の編成の仕方はできませんでしょうか。総務課長、お願いいたします。

○総務課長（袴 清次郎君）

以前の本会議の中でも議員からそのようなご提言があったかと把握しております。

今回のこれについては、学校の新設に伴うものでありますので、またそういったご提言のあった予算編成の仕方などについても今後検証しながら取り組んでいきたいと思ひております。

○3番（吉村 元光議員）

今回の件は緊急性があったということを確認しましたので、それ以外につきましては、ぜひそういった手続をとるようお願いしたいと思ひます。

以上です。

○議長（武田 正光議員）

ほかに。

○10番（松山 善太郎議員）

それでは、順次いつてみたいと思ひます。

まず、総務費です。これはページ26、財産管理。26ページです。委託料340万、これ皆減になっているんですが、公共施設等総合管理計画、これができなかったのかやらなかったのか、その理由。

あと、その次の29ページ。当初予算でも少し気になるんですが、ふるさと納税の報償費です。これについて、8千500万来たものとして、これでいいのか、金額的に。

それと、その下の使用料及び賃借料、これは当初138万あるんですが、ここでは400万になっているんですが、これがどういったシステムで計算されているのかというのが1つ。とりあえずその2点をお願いします。

○総務課長（袴 清次郎君）

財産管理費の340万円の委託料の減額でございます。全額であります。今年度、教育委員会関連はこのような委託のほうを進めております。それ以外の町管理施設についての計画をつくる業務委託の予定をいたしておりました。2年間に、令和元年、令和2年度、2年間計画で予算を計上しております。

この年度の中で業務委託するよりも、担当職員のほうで何とかこの計画はできないかということですずっと頑張っていたようでございます。しかしながら、なかなか業務の傍らでいろいろと詳細、専門的な分野で苦慮していた感じがいたします。今年度、大変申しわけございませんが、全額減額をさせていただきますが、新年度にこの2年間計画分を改めて計上させていただいております。

考えとしましては、年度当初に業務委託を行いながら整えていきたいと考えている次第であります。

○議長（武田 正光議員）

あとページ29のふるさと納税の報償費について。

○企画課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

ふるさと納税の寄附額につきましては、今現在7千600万ほどあります。それに伴って歳入のほうも補正を加えたところでございます。

ご質問の報償費でございますが、補正前は2千300万の報償費でございました。それに今回2千100万を追加して4千400万ほどになる予定です。主にこれ返礼品の品の代金なんですが、その代金プラス送料ということで、大体これぐらいの金額となっているところでございます。

あと使用料及び賃借料につきましては、その昨日来ございましたポータルサイトの使用料、あと代金決済を行うヤフーのほうの利用料、こういったものが発生しております。

ふるさとチョイスでいけば5%、楽天が8%とか、そのような形で利用料がそれぞれ設定されております。サトフルについては12%というような、その代金に応じたパーセンテージの利用料が発生するというので、件数が多くなればなるほど、これについても支出額が大きくなるということでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

私が気にしているのは、今、報償費が4千400万と言っています。寄附額が8千500万、50%を超えるわけです。返礼品については原則30%という縛りがあるはずなんです、この件をお聞きしたいわけです。大丈夫ですかと。

それと、今言った5%、8%は、金額ではなくて件数でいくわけですか。であれば、件数は何件なのか。

○企画課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

これについては算定は金額のパーセンテージとなっております。先ほどの返礼品の率なんです、国のほう、総務省のほうは3割以内ということで通達があるようであります。

そういった中で、厳密にそれが100%守られているかということ、ちょっとまた調べてみないとわかりませんが、相応にして、返礼品についてはその基準を守りたいというふうに思っております。それプラスまた送料というのが発生しますので、その送料分がかなりそこにまた上乘せされているということでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

厳密に計算すればすぐわかると思いますが、要するに、8千500万ですが、ぎりぎり30%やったものとして3分の1の2千500万でしょう。送料というのは、まあ意外にもあるかもわかりませんが、送料というのはさらに1千500万も2千万もかかるものですか。ここら辺がよくわからない。送料がそんなにかかるものですか。

○企画課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

ここ最近、また伝票とか見ながら、いろいろ焼酎を送付したとか、いろんな伝票を目にしております。その際、送料というのでもかなりの額を占めてはいるところがございます。

また、そういう中で、先ほどもありましたが、単純計算で、3割以内というところが必ずしも守られていないというところはあろうかと思っております。

○10番（松山 善太郎議員）

守られて、別にとがめるわけでありませぬ。守られていなくて大いに結構だとは

思います。要するに、よくよく見ますと、8千500万です。運営費が5千300万かかっているという単純な見方でいきますと、となると、幾らですか、3千万ですか、8千500万のうちの3千万でも実際に経費を引いて入っているわけですので、それはそれで大いに結構だとは思いますが。

次にいきます、41ページ、衛生費助成、海岸漂着物地域対策推進事業費、これは以前にも1回取り上げているんですが、これの減額について、次のページまで2ページずついきます。

43ページは、農政課です。園芸振興費の簡易ハウスの350万の減額について、とりあえずこの2つをお願いします。

○町民生活課長（森田 博二君）

お答えいたします。

海岸漂着物地域対策推進事業費の差額です。319万円の減額であります。この事業に関しては、もう既に1月いっぱい事業は完了しております。当初の予定では、作業員を10名ということで予定しておりましたが、実際、8名での作業ということになりました。その分の大きなものとしては賃金の220万円、あと共済費の78万円の減額ということになっております。

○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。

簡易ハウス設置事業補助350万円、当初予算計上額全額の減額でございます。

今年度につきましては、まず要望がなかったというのか最終なんです、それにつきまして、年明けからこれまで、平成23年度から平成30年度まで、簡易ハウス設置された方、補助を受けられた方の調査等を行いました。これまで98棟補助を行いました、そのうち今現在使われているものが59棟ございます。6割ほど使われておまして、4割ほどは台風等で損壊をしているという状況でございました。

そういったところもございまして、今その補助を受けられた方等などにも、これまでの経緯等で要望等、再調査を行っている段階でございます。令和2年度につきましては、こういったことを鑑みまして今予算計上は200万円ということで計上させていただいておりますが、今現在も2名ほど要望は来ております。また、今後その内容等を精査しまして、これからの事業につなげていきたいと考えております。

○10番（松山 善太郎議員）

森田課長、これその220万減額になっているのは見たらわかります。それに伴って保険料、社会保険料が減額になっていきます。私が言いたいのは、これはなぜ使えなかったのかということです。これ全額補助です、多分。ほぼ。これを使った分は丸々来るわけでしょう。もう何年かずっとやっていますので。前にも1回あるん

ですよ、課長がかわって、要領がわからなくて、かなりの金額、400万ぐらいでしたか、かなりの金額を使わないで残した。そのときも注意を申し上げている。

この1つの目的は、雇用の場をつくるという目的もあったんですよ、これが始まった当時。ですから、10名いたが8名しか探せなかったじゃ済まんわけよ。探るのが仕事だから。

もう間に合いませんので、この1月末で終わるといのは、それまでに終わらなさいという、終わらなければ、あと事務的な手続ができないとか、そういったのがあるわけですか。

○町民生活課長（森田 博二君）

お答えいたします。

1月末というの、もう県のほうから、鹿児島県内で一律になっておりますが、その実績が間に合わないということだと私は認識しております。

○10番（松山 善太郎議員）

これは、だからもうことしはどっちみち当初予算にも編成してありますので、8人で20日出て160日、160日の幾らですか、1日。（発言する者多し）8千円。250日で200万、これは使える金額だと思うんですけど、もうちょっと工夫して、もう使えそうでなかったら、別に土曜でも出していいわけです。一々役場に来ないで。今、システムを見ると、8時半までに役場に来て、現場に行って、また5時前に帰って来ているんじゃないですか。

それって無駄とまでは言いませんが、そういったことをしないで、どっちか一方はもう現場に行くか、現場から帰るか、そういったシステムもいいじゃないですか。そこら辺は工夫です。

夏場の暑いときは、たまに行って、8本缶ジュースを買って、課長がたまに行って見るとか、そうして土曜日でも出してもらえませんかとか、そういったふうにすれば、私は簡単に使えると思いますよ。そういったお金を持ってきて落とすのが仕事ですので、それと山田課長のところのハウスは油断しました。今調査かなんかしているようなことをおっしゃいましたが、私のところも台風でやられて2年になりますけど、誰も来たような記憶はないんですが。

次にいきます。もう一つ、ここから、土木費のことし土地開発基金というのに654万6千円、まずこれの正確、なぜ4万6千円という金額なのか。これは何か意味があるのか。

その下、県道管理における維持補修事業、これが組み替えみたいな感じになっていますが、これは、もし使わなくてそのまま残したらどうなるのか。来年度に天城町で繰越なのか、県の委託金から減額されるのか。

○議長（武田 正光議員）

松山議員、さっきの654万6千円は、それはページ数をちょっと。

○10番（松山 善太郎議員）

ごめんなさい、50ページです。土木管理費の土地開発基金費です。申しわけありません。

そのすぐ下に、51ページに、県管理道路における維持補修事業というのがございます。このもしお金が残ったときは、委託金から削られるのか、それともそのまま来年度どこかで使えるのか。単年度会計主義ですので難しいとは思いますが、この2つについて。

○総務課長（袴 清次郎君）

お答えいたします。

654万6千円、土地開発基金の積立金であります。

ちょっとお待ちください。

失礼いたしました。2件用地を購入いたしております。1件が……（発言する者多し）

○10番（松山 善太郎議員）

これ、私が気になったのは、昔開発公社というのがありました。開発公社。天城町に支社があって、1回、もう解散して、ないんですよ。それと似ているんで、それを見たら。これは条例は、それと関係ない。これは昭和49年にできている。この条例が昭和49年にできていて、調べたら基金も、予算、これは補正を組むわけだから、基金がちゃんとその決算書に載っている。それが、このときに793万6千円を積み立てるものとする。この793万6千円のまま残っている。昭和49年度からそのまま。45年間ぐらい、46年ぐらいそのまま。1回も動いていないはず。この金額がそのまま残っているから、これが改めて、こういうぐあいに補正を組んで動き出そうとしているから、何か特別な意図があるのか。非常に気になる。

ですから、組むのであれば別に700万でも600万でもいいんじゃないですか。この4万6千円というのは何ねということです。何か意図があって組んだのかということです。この積み立て自体。

もう一回言います。49年から端数まで、793万6千円基金で積んである。決算書に載っている。そのまま1回も動いていない。このお金は。45年ぶりにここに積み立てるのは、何か特別な意図があるのかと。それを言い出した人が誰かいるわけでしょう。予算書に載っているから。ここにいない人が言い出したのかな。

わからなかったらわからなかったで結構です。そういったものだということがわ

ければ。

○総務課長（禰 清次郎君）

すみません、説明になるかどうかわかりませんが、土地を2カ所用地を購入しておりますが、その分について、先ほどの金額の654万6千円を積み立てで積み戻してあります。その当初の目的についてのご質問でありましたが、これについては確認をした後に回答させていただきたいと思います。

○10番（松山 善太郎議員）

今、総務課長の答弁では、私が言ったその794万6千円の土地開発基金というのからお金をおろして使っているわけですか。使ったということですか。

ここの最初積み立てた金額というのは、前年度の決算書にはそのまま載っていますよ。使った形跡はない、前年度は。使ったのであれば令和元年度ですね。それは、後でまた。

要するに、これ、何かそれじゃちょっと話になりにくいんですが。それがわからなかったら。

○議長（武田 正光議員）

じゃ、793万6千円の基金があるのに654万6千円を積み増ししているその原因については調査をして、後刻、答弁させるようにいたします。

○10番（松山 善太郎議員）

45年間動いてないのを、なぜ、何か特別な目的があつてまたこういうぐあいになっているのかということです。

もう次にいきます。次、そのすぐ隣です。土木総務費の。平土野港の工事負担金が85万8千円減額になっています。私、こういうのが非常に目につくタイプですので、これ12月に154万5千円補正を組んでいるんです。もともと55万ぐらいだったのを、補正を150万組んで、85万返している。60万しか使っていない、実質。これについて、なぜなのか。

その下と合わせて答弁をお願いします。道路管理の人夫賃金が、社会保険料が人夫賃金に変わっている。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

平土野港工事負担金という、県がする工事であります。その県の工事の発注額に応じて一旦は増額補正をしたんですが、工事執行残ということで減額ということになっております。

県管理道路における維持補修事業の共済費でございますが、当初予算の状況では、道路維持費のほうにも組んであったということで、人夫賃金のほうに組み替えさせ

ていただいております。

この権限委譲事業でありますけれども、年度内決算ということで、年度内でほとんど使い切ります。

○10番（松山 善太郎議員）

この部分の48万、私が言っているのは、この委託金はもう一旦もらうわけです。残しておけばそのまま役場に残るわけです、この48万は。ですから、3月ももう、来週になったら3月10日です。20日も残っていないんです、連休もあるし。その間に48万使えるのかなという気がするんです。

先ほど、あそこの課では220万も使えないから落としている、あなたのところでは十何日間で無理やり48万を使おうとしている。これ大丈夫ですか。無理せんで使えますか。48万。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

今、現在作業中であります。

○10番（松山 善太郎議員）

役所の仕事というのは、予算が先あって人を使うものでやって、そういったことをしているんじゃないかなと思って聞いているんです。

だから次もです。くれぐれもそういったことのないようにお願いします。予算が通らないうちに仕事をするのは、何ですか、フライングですか。2回ぐらいしたら失格になる。

その喜治原線の改築事業、そのすぐ下です。同じく50ページ。

本工事費に20万3千、たかだか20万3千円ですけれども、追加している。こういう場合には、変更契約とかそういうのがちゃんとあるのかどうか。ただもう何もなくて、伝票で23万、こうしてぱっとやるのか、これをお願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

電柱移転費補償費を組んでおりましたけれども、その残額ということで、本工事のほうに移行してございますが、これを含めて……、はい、すみません。ちょっと調べさせていただきたいと思います。

○10番（松山 善太郎議員）

今言いかけたんですが、当初でちゃんともう契約は交わしてあるはずですよ、これ入札したのは。あと契約は交わしてあるはず。この20万3千円はどういった考え方で払うのかということですよ。変更契約なのか追加工事なのか。追加工事でもない、変更契約でもないでしょう。電柱台が20万3千円余ったから、そこに、誰

がやったかわかりません。そのやっている会社に20万3千円をぼんと、極端に言えばあげるんだ。大した根拠もないんだ。

だから、こういったことを夢々やってもらったら困るよということです。今までこんなのを軽く考えてやっていたはずです。こういうの、ルールのないようなことをもう既に終わっているだなんてことを言ってもらったら困りますよ。だから、こういうのを、こういった安易な考え方が散見される。ですから、こういうのをくれぐれも注意してほしいと思います。

あと一般会計で1件、ここだけ終わってからいきます。

55ページの今度の8千900万です。こいつが情報通信ネットワーク環境整備事業費、これについてちょっとわかりやすく説明してもらえますか。規模、どこそこに何をやる。例えば学校を全部にする予定であれば、これでどこまでいけるとか、どういった感じの会社がこれをするとか。委託料ですので非常に不明朗になりやすい。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えします。

これは、文部科学省がGIGAスクール構想ということで、令和2年1月30日に成立した令和元年度補正予算に対応する分です。国のほうが生徒に今1人1台ということで進めている分のハード面、学校内の今回はLAN工事、要は子供たちが使うタブレット等に対応できる通信できる環境をつくるということで整備を予定しております。各学校、小中学校を対応させていただく予定です。（「全部ですか、これで」と呼ぶ者多し）はい。今回はハード面、そのLAN工事関係のみです。

○議長（武田 正光議員）

それでは、先ほどの土地開発基金部分についての答弁を総務課長から。

○総務課長（袴 清次郎君）

先ほど議員からありましたように、昭和49年に天城町土地開発基金条例が定められております。基金の額が793万6千円ということになっております。

目的としては、公用もしくは公共用に供する土地の取得に係るということになっておりますが、この793万6千円から、当初で700万円繰り入れがなされております。それで、先ほど説明が不足だったと思いますが、2カ所、旧競り市場の用地350万円、西阿木名の町営住宅用地304万5千491円、この2カ所の土地購入の額が決定いたしましたので、歳入のほうでは45万5千円を減額いたしております。したがって、先ほどの基金への積み戻しということになります。

○10番（松山 善太郎議員）

今、私は非常に情報通信設備に疎いもので、LANと入ったりしたらわかりませ

んが、GIGAスクールというのは大体わかります。タブレットとかこういうのをつくった会社のもの、日本全国の学校に買ってもらうと。買ってもらうのはいいんですが、これ町の持ち出しは何割ですか。要するに、補助率は何割ですか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

今回の事業に関しましては、歳入のほうでも見させてもらっています。2分の1という形になっております。

○10番（松山 善太郎議員）

これは、今私が見ているページで、お互い見ている55ページを見る限りでは、事業規模が8千900万、国・県支出金が3千600万、これは4割じゃないですか。4割ぐらいにしかなくなってないんじゃないんですか。違いますか。4割でも、4割ちょっとですか。半分にはなってないはずですけど。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

学校関係につきまして、学校の教室関係については補助対象なんですけれども、天城町の場合、これを電算室、役場庁舎全部集約しなければいけない関係がありまして、庁舎部分については対象外ということで、率的には今松山議員さんがおっしゃった状況になっております。

○10番（松山 善太郎議員）

これと関連しますので、その上です、すぐ。隣の目です。学校ICT環境整備運営事業費、これに児童生徒用のパソコンの使用料があります。これは去年あたりから、おとしぐらいからあったんですが、これについて、天城小学校だったような気がするんですが、どうなっているのか。これからもずっと使用料を払うのか、それとも買うのか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えします。

この分は正確に調べて、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（武田 正光議員）

答弁は後刻ということで。

○10番（松山 善太郎議員）

そのタブレットを1人に1台という国の構想みたいなんですけど、これも多分私は5割は補助ないような気がしていますが、例えば、こないだクーラーを入れました。これ入れてない市町村もあるわけです。当然。私はまた全部が入れるものだと思います。入れてない学校もあるわけです。入れてない市町村もあるわけです。余りこういうのに飛びつくものでもないと思います。様子を見ながら、まず小学校の高学年から始めるとか、あるいは中学生から始めるとか、生徒が500人ぐらいしか

いないものだから、そういうのにぱっと飛びつきそうなものですけど、そうじゃなくて、5、6年生から始めて様子を見るとか、中学生だけに一応買って様子を見るとか、余り乱暴なことはしないほうが良いと思う。なぜかといったら、やっていなくて様子を見ている市町村もあるわけですから。

大体、私はそんなのより、こつこつ手で作業をするのが好きですので、人の好みもあるし、保護者でもこんなのに余り飛びついて、極端に言えば、ゲームを進めるような、夜更かしを進めるようなことはしてほしくないなという人もいます。

57ページをお願いします。セミナーの報償費です。51万9千円。これが当初と比べて約半分。半分ほど減額になっていますが、これはどういった理由なのか。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

当初、6名の先生を予定していました。どうしても1名補充ができなくて、講師5名という形でやって、この分が14万4千円、当初から減額という形になって、あと台風とか2回中止されまして、これが6万ということで、あと冬と夏の3年生を対象にするセミナーで2万1千円程度減額という形となっております。

その中で2万2千5百円程度はそういうふうな形で、あと残りは先生方の欠席というか、参加のあれでそういうふうな形が29万ぐらい減額という形で、例えば全員が全員来ていなかったということもあったということで減額になっているわけでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

気になるんですが、半分使っていますので、50万使っているんだ。あなたが今言うには、欠席したのが29万もあると。言っていることがわかりますか。先生方がきっちり出てきたのが50万、あと休んだのが半分。となると、実際にやっているのの3分の1ぐらいは休んでいるという計算になる。先生方が、50万使って25万使っていないわけだから。2対1だ。そんなことってあり得るか。ほかにも理由があるんじゃないの、これ。落としたのは。

例えば、当初10回していたのを8回ぐらいしかなかったとか、回数自体を、教室、部屋の数を少なくしたとか、何か理由がないと半分でとまるということはないと思いますよ。

ここら辺で済んでしまっていることですので、四の五の言っても始まりませんが、以後やはり、こないだも言いましたが、セミナー何か惨たんたるものだ。子供もない。やはりもうちょっと学校とも連携をとって、子供をもうちょっと来てもらうような工夫ですよ。

私にもといったらおかしいんですが、学校に最近よく行きますけど、土曜日午前

中、平気で練習している。バレーも野球もサッカーも。ああいうのもやっぱり教育委員会が連携をとって、もうちょっと何とかするべきなような気がしますけど、セミナー来てもらうように。

あともう一ついきます。もう一つ、全部通してやったらよかったんですけど、わずかな金額だったんです。特別会計のほうで1つだけ。休憩お願いします。

○議長（武田 正光議員）

いいですか。しばらく休憩します。2時10分から再開します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時12分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に続き会議を開きます。

松山議員、質疑を続行してください。

○10番（松山 善太郎議員）

もう少しです。議案第20号健康保険です。ページでいきますと11ページです。

いいですか。課長、わかりますか。健康保険の11ページ。一般被保険者療養費というのがあります。これはそうそうたくさんあるものではないんですが、240万が1千110万になっています。これ、件数と、どういったケースなのか。あともう一つあるんですが、とりあえずそこをお願いします。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

一般被保険者療養費の1千110万の補正についてです。

これの中身が保険者間調整というのがございます。例えば、天城町の国保の保険証を使って病院を受診します。ところが、この方は社会保険でしたと。そうなる、天城の国保を使うのはまずいので、お金が社保のほうから回ってきます。この場合はその逆パターンでして、社会保険喪失、抜けたにもかかわらずその社会保険を使って病院を受診して、無保険は許されませんので、こちらはさかのぼって加入させます。そのときに天城町国保のほうから社会保険のほうにお金を返す制度が保険者間調整という制度なんですけれども、この部分の費用として1千110万円計上しているところです。

申しわけありません。件数がちょっと持ち合わせておりません。また後ほど報告いたします。

○10番（松山 善太郎議員）

そんなにたくさんかかるようなものではないと思うんですが、これことしもわず

か280万しか組んでないんです。このケースがあった割には。これは特殊なケースだと思うんです。だから聞いているんですが、ずっと昔の話ですので、国保にいたころは、この療養費というのは、例えば保険証を持たないで行く。お金を借りて緊急に病院に行く。そのときに10割払います。10割払ったときに、7割は役場が持つべきですので、領収書を持ってきたら、その病院に行った明細書が来るときに7割伝票で返してもらおう。私が理解している療養費というのはこういう感じなんです。これそんなにたくさんあるもんじゃないんです。だから、この1千110万というのは特殊なケースじゃないかなと思って、何があったのかなと思って聞いているんですが。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

町内のある事業所なんです。2年さかのぼって加入させたケースがございます。ちょっと詳細のほうはまだ私のほうに届いてないんですけれども、2年前に社会保険が失効したにもかかわらず、つい最近までその保険証を使ってやってきたということで、ケースとしては1つのケースなんですけれども、ご家族数名の方が2年間受診しておりまして、この額になっているところです。

○10番（松山 善太郎議員）

バックします、一般会計に。建設課の住宅の補正です。新しい住宅の補正で、住宅建設、どこでしたか、款8公営住宅建設費、もう私はこれで終わりです。

52ページ、1千848万9千円減額してあります。これについて、どういったいきさつなのか。お願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

令和元年度の公営住宅建設事業費なんです。その設計業務委託が令和元年7月22日から11月15日ということで、設計書が上がってまいりました。当初、我々の予算的には1億8千400万ということで考えておりましたけれども、当初設計額が2億1千334万ということで、その差額3千万近くの差額が出てしましまして、昨年12月の議会の中で補正をお願いいたしました。

その後、担当あるいは設計業務をした事業者と設計書の精査をやっておりましたが、その中で経費計算、工事を単独で計算していた。それを見直し、工事費を合算して経費を計算し直したと。4工区と電気、機械、外構とございますが、それを単独で計算していたと。その見直し工事費を合算して経費を計算し直したり、また使用材料について、県単価を使用できない単価見積製品の見積もり金額の見直し及び掛け率の見直し、これには各種試験費地盤改良、特殊杭です。構造材、金属材、建

具、木製建具、床材、いわゆる設置される資材でございますが、このあたりの見直しをした結果、設計額が1億9千400万程度まで抑えることができました。ということで、その差額分が今回の補正で、減額補正ということになっております。

○10番（松山 善太郎議員）

よくわかったようなわからんような説明ですが、要は、当時1億8千300万というのはどこで誰が計算したのか。その後2億1千300万というのは専門の業者さんがやったわけです。最後の1億9千400万というのは同じ人が計算したんですか。2億1千300万と。同じ人ですか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

設計屋は同じであります。その職員としても同じであります。

○10番（松山 善太郎議員）

昇課長、そうなりますと、その1億8千300万が出たのは11月ですか。7月ですか。11月ですね。時系列でお願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

当初の予算額としては、前年度の概算要求あたりで担当のほうの前年度の例などを見たり、その消費税の増税分とかそこら辺を勘案して、予想額として上げているということです。（「2億1千300万はいつごろね」と呼ぶ者多し）

これは業務委託が終了して、昨年11月15日ということです。

○10番（松山 善太郎議員）

11月15日に出て、12月の初めに補正を組んだわけですか。11月の初めに。12月の初めに補正を組んだ。発注はいつでしたか。

○建設課長（昇 浩二君）

発注が令和2年、ことしの1月10日。

○10番（松山 善太郎議員）

これは非常に、見てみますと、ということは、発注はどれでしているわけですか。この補正の通る前の数字で発注してあるわけですか。2億1千300万で。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

発注については、その後精査をした設計額1億9千400万、その金額を持って発注をかけております。

○10番（松山 善太郎議員）

12月の初旬に補正を組んだ。この時点では2億1千300万でした。間違いありませんね。その後、1月10日までにまあ年末年始もあったでしょう。1カ月足ら

ずの間に2千万数字を見直した。こんなに簡単なものなんですか。それはもう突貫作業でやったわけですか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

実施設計が完了した時点より始めておまして、その時点、まあまあ12月の補正の段階では結果が出てこないということで、もう12月の補正にかけるのであれば11月の20日ぐらいまでが期限かと思いますので、その時点での状況がありましたので、設計額が落ちてくるという予想もありますけれども、幾ら落ちるのかわからなかったということで、当初、設計額に足りない3千万円を補正をさせていただいたということです。

○10番（松山 善太郎議員）

私が非常にこだわるのは、大体流れはわかりましたが、一時期この3千万という補正が6千万という話が出ているんじゃないですか。違いますか。違うの。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

そういう話は聞いておりません。

○10番（松山 善太郎議員）

聞いてないの。町長、12月の補正のときに、提案理由の説明を間違っただけ、覚えてますか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

今現在は、少し記憶の中にはありません。

○10番（松山 善太郎議員）

このときに過疎債が3千万ぐらいプラスになっているんで、提案理由の説明ですよ。土木の補正が6千万になっているんだ。町長が後で訂正した。訂正する前の提案理由の説明で6千万という数字もあったはずですよ、補正に。なぜか。計算がぴしゃっと合っている。歳出の総額と地方債だけ訂正した。町長、だからその中ではあんまり訂正されていない。土木費なんか6千万というのがそのまま会議録に残っているはず。訂正したのは、最初その総額と地方債のその4千900万を1千900万にしたのかな。会議録に残っているんだ。

それは、私はそのときに、そんなべらぼうなやり方じゃないのと、3千万もぼんと補正を組むと。材料費が上がる。そのときの課長の説明ですよ。材料費が上がると、消費税に伴って。杭が1千万ぐらい余分にまたかかると。だから、3千万だと。それはそれで納得じゃないけど、それはその点で終わりました。後で見ると、町長

が最初間違った提案理由、数字がぴしゃっと合っているんだ。その原稿があるんだ。町長が読んだ原稿が。それじゃ6千万の補正になっているんだ。数字がなかったとは言えない。

そのときに町長が、一旦提案理由で読んでいたんだ。それには地方債が4千900万、土木の補正が6千万というのを、土木費が6千万というのをちゃんと読んでいた。提案理由の説明書があるわけだ、その時点では。後で予算書を見て訂正したんですけど、なぜ、このような感じで休憩を挟んですぐだったもので、総額と地方債だけ訂正した。土木費の6千万はそのまま残っている。ほか数字は全部合っているんだ、ぴしゃっと。ほかのところも全部、歳入も歳出も。だからその6千万という数字が全くなかったとは言えないと思うんですけど、もう一回答弁をお願いします。

その提案理由の説明書はあなたが書いたはずだから。その建設課の地方債の4千900万と土木費の6千万の補正というのは、そっちが出した提案理由書の説明のはずだから。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

私の記憶している中では、6千万という金額については、今のところありませんが、3千万というのは当初から、担当と話をしながらこの金額を設計額と見合わせながらしておりますので、私はあくまで3千万というふうな考えであります。

○10番（松山 善太郎議員）

私はどうも建設課の補正の組み方とか委託料の組み方、委託料3千万とか委託料5千万とか、何の根拠があつてそんな組み方をするんだらうと。コンサルタントに発注したらきっちりその金額で納まる。どうもふだんから気になっている。

これで、町長の最初のあれで、予算総額を6億3千34万円にしますと。あと、飛び飛びいきますよ。歳出は、土木費が6千311万だったか。地方債、地方債、地方債、地方債、地方債6千590万だと。これが最初の提案理由、後で訂正するときに、これを6億2千7588万にまず総額を訂正した。地方債については、4千900万円という数字、これを見たら、これがちょうど過疎かなんかで減っているんだ。この分。要するに6千万との差額です。ですから、ここで土木費の歳出、土木費6千300万の増額と。ほかのそんなに土木はないわけだから。工事費だから、これも土木費は。だから、こういったのをきっちり、こういった数字を持っていたんだ、これ。ここ町長が提案理由の説明で読んだ原稿だから。これをつくって渡した人がいるんだ。ご自分でおつくりになったとは思えない。この各課の数字は各課から上がってきているわけだから。建設課長が知らないとなると、誰かが建設

課の補正の原稿をつくったことになる。

やはりこういうのがありますから、私まだ宇和良治線の件はまだあきらめていませんよ。これは質疑しても、どこまでいっても一緒ですので、もう一回、ひょっとしたら6月定例会の一般質問あたりで取り上げるかもわかりません。

やっぱりその6千万あった。それでも3千万8千円組んだ。ふたをあけてみたら1千万になった。簡単な流れを見るとどうもおかしい。私はそこら辺、どうもその補正の組み方とかそのやり方に、先ほど言ったたかだか20万3千円ですけど、現状の移転補償費が残った。本工事にぼんと組む。じゃ、その20万、30万は何をするかといったら明確な答弁がない。やはりそこら辺が余りにも安易にやり過ぎているんじゃないかというのがありますので、ここら辺はもう一回ぐらいこういった補正の組み方とか考え方で、お金に対する。お金に対する気の入力方、やはりそこら辺をもう一回、これはこういったのを取り上げてもう一回きっちりやる必要もあるのかなとこう思ったりしています。

まあまあ、補正予算がたまたま3千万組んだのが2千万落としたりしてきたもんで取り上げましたが、質疑はこれで終わりますが、やっぱり納得はしていませんので。

以上です。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ございませんか。

○6番（大吉 皓一郎議員）

55ページ、学校教育費の小学校備品のエアコン70万というのがあるんですけど、これ去年みんなつけたんじゃないかなということと、9番目の、項目9学校施設設備費の備品防災カーテン、これはどこの学校にどういう感じにつけるんですか。

それと、前に戻ります。41ページの浄化槽、こここのところの負担金、公衆衛生の負担金790万、こういうのがあるんですけど、減額されています。これ、当初でいろいろ補助が増額されていますけど、このところをよく見てみると、町内業者に限るような方法はできないかということです。落とした理由と、今回は補正で落としております。それで新年度があるから増額してしておりますが、その件と、町内業者にできないか。工事です。町内業者に限って工事はできないか、させられないかということをお聞きします。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えします。

小学校のエアコン購入ですけれども、今、既存のエアコンが取り付けられているところは子供たちが使っている教室ということでエアコンの取り付けが済んでいま

した。今回は、特別支援学級が新設されますので、その部屋に対しての取り付けです。

次に、備品購入の防火カーテンですけれども、兼久小学校の廊下部分の一部にカーテンがなかったので取り付けということで上げさせていただきました。

○町民生活課長（森田 博二君）

お答えいたします。

まず最初に、減額した理由になります。減額した理由は、当初は、計画の中では60基ということで当初上げておりました。昨年の実績が46基だと思っておられます。その流れで、12月までの推移では昨年度並みの推移で来ておりました。今現在、32基の実績がございます。ただ、1月から制度のほうを今度は4月1日から、5人槽で言えば今現在、町の単独補助も含めまして単独浄化槽から合併浄化槽へ変える場合は52万2千円の補助をしております。ただ、これを4月1日から、これは国・県・町という補助がつくんですけれども、4月1日からは上限30万円ということで、町の単独から合併に変える場合は町の単独費の10万円は出さないので、宅内配管補助ということで30万円がつきますので、52万2千円から72万2千円に、20万円の増額ということになります。

そういったことを4月からやるということで予定しておりますので、申請が来た段階で、町民の方に不利益があってはならないということで、こういう予定ですよという説明をさせていただきました。それでもよければということで、いう方には申請をしていただいております。

今、32基で、実際1月から3月までの間では2基の申請がありました。ただ、こちらのほうではまたそういう、補助金が変わるという説明をして、4月からまた少し増えるんじゃないかなという期待はしております。その分で、今回の補正ということで35基相当分まで、当初60基の予定だったのを35基相当分まで落としたということでもあります。

あと、汲取槽から合併浄化槽に転換する場合は国・県の補助がありませんので、その分、先ほどの10万円を、今も10万円を上乗せして43万2千円の補助をしているんですけれども、それにまたプラス10万円、20万円の町の単独補助ということで、53万2千円にする予定にしております。4月から。

町内業者についてですが、ここあたり区別でないかということでありますが、その補助事業の変わらぬ部分についてはちょっとできないかと思っております。国・県の補助がかかる部分については、町単独の分についてはまだ時間もありますので、これからもまた考えていきたいと思っております。

○6番（大吉 皓一郎議員）

町の単独のところについて、ぜひ町内業者ということにすれば町内に業者もおりますし、非常に潤ってくると思いますので、ぜひそのように協議をして実践されるようにお願いします。

先ほどの教育委員会、ちょっと立ちおくれたんですけど、このエアコン、これ特別支援ということで新しくできたということですね。

それと、この防災カーテン、これも兼久だそうですね。これわかりますけれども、一番問題があるのは、北中学校の校庭の、廊下のないところがあって、あそこは非常にカーテンも古くてぼろぼろになっているんですけど、ここあたりも新年度あたりで検討をよろしくお願いたしたいと思いますけど、そこあたり、またよく現場を見て、検討、実践、これをつけるようにお願いできればと思っております。

補正は以上です。

○7番（久田 高志議員）

資料の55ページ、先ほど松山議員のほうもちょっと質問したんですけども、目の11番、公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業費、もう少し事業内容と対象校、町内全部小中学校なのか、その辺をちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えします。

今回、国のほうがGIGAスクール構想ということで、令和元年度の補正予算ということでこれを示してきました。これに対して、Society 5.0時代を生きる子供にとって教育のICT環境の整備ということが、これは全国一律で環境整備が急務だということでこの事業ができているものと考えております。それに対して天城町としても全小中学校のネット環境を整備するという趣旨のもと、今回補正を上げさせていただきました。

○7番（久田 高志議員）

全小中学校ということはわかりました。このネットワーク環境整備ということで、先ほどLANケーブルをとるところぐらいまでだったんですけども、こんなにかかるものなのかなと思ったり、こういった作業がなされるのかお尋ねします。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えします。

今回の整備事業ですけれども、ハード面、各学校におけるケーブルの敷設と、それに付随する端末機器の設置等になります。各学校に集約されている、言い方がちょっと、学校、事務室かどこかに1カ所に集約はするんですけども、その分から各教室に線を全部敷設していきます。その中で、既存の線はあるんですけども、

これは通信がやっぱり対応しない。カテゴリー4かカテゴリー5という線を今張ってあると思うんですけども、G I G Aスクールに対応しないカテゴリー6プラスか、済みません、ちょっとその詳細までははっきりしないんですけど、そういう高速通信に対応できる部分のハード面を整備していきます。

○7番（久田 高志議員）

課長、高速通信に対応するというのは、最終的にケーブルの後の端末ルーターだと思うんですけども、これ結局、役場の電算から集約をして各学校にというんですけども、今時点で光ファイバーケーブルが配線されているとされているんですけど、何か光より早いやつがあるんですか。何か今の……。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

今回ののは、役場の電算室からA Y Tのケーブルを通じて各学校にも配線をしています。そこから、学校に入った中から、学校の事務室、一括集中するんですけども、そこから教室への配線ということです。それが今対応ができていないので、新しく各端末、要はタブレット等を使うときに、タブレットが10台、20台集中して1カ所にアクセスした場合、それが今の通信回線では対応ができないのでハード面を整備するということです。

○7番（久田 高志議員）

わかりました。これを各教室に全部引っ張り込むと、そのLANケーブルを教室に全部引っ張るということですか。要は、今で言うWi-Fiですけども、無線ルーターを各学校に引っ張り込んで無線ルーターを使えば、そこまでしないと——例えば今の小中学校のあれでいきますと、岡前小学校で120名ぐらいですか。中学校で78名ぐらいです。同時に使うことはほぼないんじゃないかなと。もちろんその辺の時間はちょっとずらしてもできると思うんですけども、要は、1度に使っても今1クラス平均したら何名ぐらいですか。そこまで対応……、ある程度の方は無線にルータWi-Fiで可能じゃないんですか。対応として。

あともう一つ気になるのが、この設置後のランニングコスト、通信コストがどういった形にかかるのか、それもちょっと気になります。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

今久田議員のおっしゃっているように、今無線LANで飛ばせないかということですけども、今現状で、国が考えている分については、無線LANでは不可能なので国が今回補正を上げて、有線でちゃんと各教室に通信網を整備するという形です。

○7番（久田 高志議員）

いいですか。教室まで引っ張っての後は、じゃそのタブレットに直接ケーブルを

つなぐということじゃないですよ。（「違います」と呼ぶ者多し）ですよ。その間はどうするんですか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

その間については、また機器を、教室に1回引っ張った以上、引っ張ったところで機器を1回置きます。置いたその機器と間とのタブレットの通信、それと、教室から事務所、事務室に行くまでを今、今回配線を張りめぐらしていくという形です。

通信速度等の計算上では、これがベストだということで国も出していますので、町としてもそれに倣っていかうという形です。

○7番（久田 高志議員）

わかったようなわからないようなです。わざわざここに無線LANを置くんじゃなくて、ここまで持って来てここに無線LANを置くという考えなんですか。端末とは直接つながないわけですね、タブレットとは。どこかが無線通信になるわけです。それがあっちでだめで、ここでじゃないとだめというのがちょっとまだ理解に苦しむのと、エアコンのあった事業のように、もちろんエアコンに対する補助事業はありました。でも、後の電気代は知らん顔です。こういったタブレットを導入しての後にランニングコストがどのくらいかかるかと、通信費が。それがちょっと気になっているんですが、その辺はまだわからないということなんでしょうか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

そこらあたりについてはまた、詳細につきましては調べてご報告させていただきます。

○7番（久田 高志議員）

これ補正で上がってきているんですけど、どこかでちょっと時間をつくって、もうちょっと詳しく説明したほうがいいんじゃないかと思えますけど、どうでしょうか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

この件につきましては、私もお話をさせていただいている中で一部皆様に説明が行き届かない点もありますので、また機会をつくって説明をさせていただきたいと思えます。

○町長（森田 弘光君）

これ、今議論の中では関係ないかもわかりませんが、今久田議員がおっしゃったような形で、多分6月に、今度は向こうまで線は引いた、今度はじゃタブレットをどうするかという話が出てくるんです。6月には子供たち1人に1台ずつ置くという話が、今度多分6月には出てくるものですから、やはりそこら辺の全体構想というものはしっかり教育委員会は、議会のほうには説明していただかないと、6月

にまた、タブレットが1人、これ小学校1年生にもタブレットが必要だと言っているんですけど、提案する私自身が、余りこういうことを言うとうけないかもわかりませんが、そういう話は今度また6月議会に出てきますので、ぜひそこら辺は、全体構想、全体の構想というものをしっかり説明しておいたほうがいいんじゃないか。今、議論を聞きながらそう心配しているところです。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

途中ですけれども、春教育長が、出張があるということで中座させていただきますのでご報告しておきます。

それでは、続行します。

これから議案第19号、令和元年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第5号）について討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第19号、令和元年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第5号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号、令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第4号）について討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第20号、令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第21号、令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第4号）について討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第21号、令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、令和元年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正（第3号）について討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第22号、令和元年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号、令和元年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第4号）について討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第23号、令和元年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。3時10分に再開いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時11分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

- △ 日程第22 議案第24号 令和2年度天城町一般会計歳入歳出予算について
- △ 日程第23 議案第25号 令和2年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第24 議案第26号 令和2年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第25 議案第27号 令和2年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第26 議案第28号 令和2年度天城町水道事業会計予算について

○議長（武田 正光議員）

日程第22、議案第24号、令和2年度天城町一般会計歳入歳出予算について、日程第23、議案第25号、令和2年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について、日程第24、議案第26号、令和2年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、日程第25、議案第27号、令和2年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、日程第26、議案第28号、令和2年度天城町水道事業会計予算についてを議題とします。以上5件を一括議題といたします。

まず、この5件の議案についての提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第24号、令和2年度天城町一般会計歳入歳出予算について、ご説明申し上げます。

令和2年度の当初予算額は、58億5千552万9千円で、前年と比較しますと3億7千755万円の増額となっております。

予算の概略につきましては、議会冒頭の施政方針の中で申し述べさせていただきます。

ましたので割愛いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議案第25号、令和2年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について、ご説明申し上げます。

令和2年度の当初予算額は、9億7千969万9千円で、前年度と比較しますと2千377万8千円の増額となっております。

歳入の主なものは国民健康保険税9千971万5千円、県支出金7億5千860万8千円、繰入金1億2千95万1千円となっております。

歳出の主なものは、総務費860万5千円、保険給付費7億3千260万6千円、国民健康保険事業被納付金2億1千112万8千円、保健事業費2千460万3千円、諸支出金255万3千円となっております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議案第26号、令和2年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、ご説明申し上げます。

令和2年度の当初予算額は、9億3千123万円で、前年度と比較しますと626万9千円の増額でございます。

歳入の主なものは、保険料1億1千948万3千円、支払基金交付金2億4千322万3千円、国庫支出金2億7千623万4千円、県支出金1億4千155万1千円、繰入金1億5千55万8千円でございます。

歳出の主なものは、総務費1千431万2千円、保険給付費8億8千848万7千円、地域支援事業費2千693万7千円でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議案第27号、令和2年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、ご説明申し上げます。

令和2年度の当初予算額は、6千849万5千円で、前年度と比較いたしますと152万6千円の増額でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3千501万3千円、繰入金3千224万7千円、諸収入121万4千円でございます。

歳出の主なものは、総務費180万1千円、後期高齢者医療広域連合納付金6千619万4千円でございます。

ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第28号、令和2年度天城町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

令和2年度の当初予算額は、次のとおりとなっております。

水道事業収益の主なものは、営業収益9千554万1千円、営業外収益1億5千822万6千円となっております。

水道事業費費用の主なものは、営業費用1億8千268万4千円、営業外費用935万円、特別損失4千21万1千円となっております。

資本的収入の主なものは、企業債500万円、出資金2千939万円7千円となっております。

資本的支出の主なものは、建設改良費500万円、企業債償還金5千100万円となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（武田 正光議員）

質疑に入りますけれども、質疑につきましてはそれぞれの所管外のものに絞って各予算の会計名とページ数を述べて質疑をいただきますようお願いいたします。

また、質疑事項についても、二、三問程度に絞ってお願いしたいと思います。

これから質疑を行います。

○5番（昇 健児議員）

一般会計の40ページの自治振興費の区長と小組合長が「委託」となっていますが、今までやってきた形と何か変わるのか、変更になるような点などがあるのか。変更があれば。

○総務課長（袴 清次郎君）

昨日までの本会議の中で、会計年度任用職員の議論がなされてきたところではありますが、地方公務員法および地方自治法の改正に伴いまして、区長、小組合長の職についても、これから新年度は委託ということになります。

会計年度のほうにはなじまないということでありましたので、これまで行ってきた集落と行政をつなぐパイプ役ですとか、集落の運営を中心、担ってもらう、そういった点については、基本的には変わりはありません。委託契約を結んでいくということになります。

○5番（昇 健児議員）

ちょっと聞いた話で、例えば、小組合長の職務を、例えば、区長が一旦、この委託費というのは区長に入るんですかね。それを区長が、例えば、その小組合長の職務も兼任してやるとか、そういったことも考えられるんですか。

○総務課長（袴 清次郎君）

従来行っておりました小組合長については、今後も引き継いで業務を行っていただきます。

まず、区長と役場のほうと委託契約を結びます。そして、さらに集落と結びますので、これまでは報酬という形で年度末に、年度末というか、随時、必要であれば、支給は行っていたようですが、役場のほうで直接手当を支給しておりましたが、委託契約という形になりますので、集落のほうとした上で、その集落の中から各小組合長さんのほうには手当は支払うという形になっていきます。

○5番（昇 健児議員）

となると、小組合長は、今までどおり、例えば、上組、中組、下組とか、そういう形で探してもらってというか、同じような形で基本的にはそういう考えなわけですね。

○総務課長（袴 清次郎君）

はい。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ございませんか。

○6番（大吉 皓一郎議員）

一般会計の101ページ、土木平土野港工事負担金700万円余りを組んでいますが、どういう場所の工事を。これは負担金ですけど、県からどこからか出すと思うんですけど、どういう。平土野のことだろうと思う、「平土野港」と書いてありますので、平土野のどういうところをやるのか。それと106ページの都市公園事業、これはどういう事業ですか、説明をお願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。平土野港工事負担金、事業が統合補助事業というものと海岸堤防等老朽化対策緊急事業と2事業ございます。それぞれ負担割合は違いますけれども、統合補助事業については、今、通ずる道路、岸壁補修、海岸堤防等老朽化対策事業につきまちは波返しゲートの建替という事業を計画しているということです。

統合補助事業につきまちは、当初が120万円、海岸堤防老朽化対策事業が650万2千円ということで、両方合わせて770万円2千円ということでありませぬ。

続きます。

○議長（武田 正光議員）

106ページ。

○6番（大吉 皓一郎議員）

具体的に。大体、どの辺の部分とか。

○建設課長（昇 浩二君）

そこまではちょっと確認していませんが、随時、毎年やられている岸壁の補修と

か割れの補修とか、ゲートというのは、その波返し、真ん中のある移動ゲートのことです。

続いて、都市公園事業の本工事ですが、昨年度に引き続き、遊具施設の建替をしたいと考えております。今年度事業でメイン遊具を建設しておりますが、その継続としてメイン遊具の2校区として考えております。

そのほかには、休憩所であったり、その他の遊具というのを計画して進めていきたいと考えております。

○13番（平山 栄助議員）

一般会計の93ページ、目の林務総務費の中で、17の備品購入費でドローン購入が組まれておりますが、これはどういったときに使用されるのか、使用目的の説明をお願いします。

それと133ページの中で、報償費、給食センター建設検討委員会というのが出ておりますが、これは町長にもお願い、お願いというより、昨日の一般質問の内容を精査していただいて、これは、この委員のメンバー構成とかそういったのはどのようにされるのか、何名ぐらいか。もし決まっておれば、もし決めていなければ、やっぱり、今、建設委員、昇議員は委員長をされておりますので。

やはり、学校生徒を持っている親御さんとか、そういった方々をこの委員の中に選定してもらわないと、例えば、今、給食センターにおります、県費で見えております栄養士の先生、町長、ご存じのとおり、奄美大島本島にそういった建設に携わった方がおりますので、やはりこの初期の目的といいますか、今、非常にパン食がなくて、非常に今子供たちは不便を喫しているわけでありまして。そこら辺をスピーディーに動いてもらわないと。

こういったメンバーを構成して、大体、いつごろに着工といいますか、発注できるような。これが1年も2年もかかっておったら大変なことになると思いますので、そこら辺をひっくるめて、町長の考えもありましたら、ぜひ。

やはり今の現場を見に行きますと非常に太陽光が入ってくるという状況にありませんよね。やはり自然の太陽の光が入り込むような給食センターをつくってもらわないと。やはりつくって、どの方が見ても、ああ、すばらしいのをつくったんだなと。そういう場所の選定も考えておかないと。あとは、周りの環境問題ですね。やはりそこら辺まで考えているのか。ぜひお聞かせをお願いします。

○議長（武田 正光議員）

農政課長、山田君。

○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。林務総務費のドローン購入でございます。林道災害、あとは、

松くい虫調査等に幅広く活用する予定です。あとは、イノシシの生態調査、あとは、追い払い等にも活用できないかということ考えております。

財源のほうとしましては、一般財源ではございますが、森林環境譲与税を使わせていただくことで報告をしております。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えします。この件につきましては、昨日よりこの名称等もおかしいのではないかという指摘などもいただいております。

現状としては白紙の状態なので、この予算を認めていただきまして、速やかに取りかかりたいと考えております。

○13番（平山 栄助議員）

メンバー構成なんかはまだですか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

済みません。メンバー構成ですけれども、今、既存の給食センター運営協議会等もありますので、また、そこら辺りも踏まえながら検討して速やかに進めたいと思います。

○13番（平山 栄助議員）

農政課長、1基購入ということで、非常にありがたくは思っているんですが、町長、あと2基ぐらい必要だと思います。このイノシシの被害というのは本当に、今、とまるところは。花徳あたりでは、聞いた話ですが、1町歩のキビ畑からわずか1台しかなかったと。そういう事例も出ています。

やっぱりこれは急速にドローンを入れたから急にとまるということではありませんが、やっぱり上から、ある程度、ドローンを飛ばして探査しないと寝床がどこかもつかめない。どこでどういうふうになっているかをやっぱりある程度キャッチして、物事は猟友会とタイアップしていかないといけないと思います。ぜひ2基買って。ここ単年間でこのイノシシの撲滅というのは急には進まないと思っております。

それと、給食センターの検討委員会、推進委員会の名称なんですが、例月監査でも指摘しているところはいっぱいあるんです。皆さん、10名なら10名決めたらいいんですけど、ひどいときには5名ぐらいしか出てきていない場合が多いんですよ。ですから、そこら辺は、確実にこれから給食センターをつくるんだと、そのためにやっぱりせめて9割ぐらい出席できるような方々を任命してもらわないと非常に出会率が悪い各種協議会あたりがありますので、そこら辺はやはり常に教育長と町長と協議して、この方だったら確実にこの会に出てこられる人を任命しないといけないと思っております。

どうですか。町長。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。ドローンにつきましては、1回導入してみて、やはりそこら辺の効果を見ながら、また、補正予算のところでもたまたま議会に相談するといったことの中で、今、深刻化しているイノシシ被害対策については、力を入れていきたいと考えております。

また、給食センターにつきましては、今、耐力度調査をして長寿命化をやっております。その結果が出ないと、その結果を踏まえないと補助事業に持っていけないという、そこら辺のきちんとした筋道を通らないのではないかなと思っておりますので、早くその耐力度調査の結果出ることを期待しているところであります。また、場所等についてもやはりしっかりとそういう適切な場所については、またこれから選択していかないといけないと思っております。

この委員会については、少し、学校給食の運営委員会とは少し性格が違うのではないかなと私は思っております。

やはりその運営委員会というものはどうやって子供たちにしっかりと給食など、いろんな給食費の問題とか、そういったことを話し合う場かなと思っております。やっぱりこれは建設に向けて進めていこうというところでありますので、そういったいろんな識見といいますか、そういう知識を持った方々を中心に委員にお願いしていくことがいいのではないかと私は考えております。

○7番（久田 高志議員）

まず、34ページ、37ページ、総務費、一般管理費の中の委託料の12番、財産管理費の中の12番、両方に委託料として弁護士委託が33万円、30万円と組まれております。この一般管理費の中は顧問委託だと思っております。財産管理の中の委託はどういった、この両方の委託内容と一般質問の中でも申し上げておりますけれども、この弁護人の弁護士の選定、町のほうに有利な計らいをしてくれるような方を選定していただきたいということ。

123ページ、高等学校総務費、ここの4番、徳之島高校バス通学者支援事業補助、委員会提案にも反対した経緯もございますけれども、正直、各高等学校のバランスを欠くような制度だと思っております。

そこで、しっかりとまさかと思いますが、そのまま上げるということではなく、所得制限ぐらいはしっかりとされているのか、まさか、裕福な方々に対しても全部出していくのか。あとは、その助成後の後の追跡調査、どのような使い方をされているのか。例えば、定期券を買って、払い戻しとかも可能なわけですから、そういった調査方法をどのように考えているのか。お尋ねしてみたいです。

○総務課長（袴 清次郎君）

ご質問のありました一般管理費の弁護士委託料は、ご指摘のように、顧問弁護士委託であります。財産管理のほうにありますのは、現在、まだ解決されておられません長年の懸案でありました秋利神の土地問題に係る弁護委託であります。

○7番（久田 高志議員）

議長、その件で、先に1件だけいいですか。

○議長（武田 正光議員）

はい。

○7番（久田 高志議員）

これは、弁護士は両案件とも同じということですか。秋利神は以前の弁護士の方が継続されているのか、途中で弁護士を変えたのか。

○総務課長（袴 清次郎君）

一般管理費のところの弁護士と今の秋利神の件は別の弁護士であります。

○7番（久田 高志議員）

教育委員会総務課長。高校のバスのこと。

○議長（武田 正光議員）

高等学校の支援。バス通学の。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えします。この件は、今年度、令和2年度より実施させていただきたく予算を計上させていただきました。

支援の内容につきましては、徳之島町、伊仙町が現在実施していますので、協議を重ねながら実施していきたいと思えます。

今、その確認ということですがけれども、現在は、徳之島町さん、伊仙町は学校へ申請をして、学校で受理するという形等をとっておりますので、天城町も実施する場合は学校を通じてという形をとります。領収書等、学校へ添付書類とか、申請等の関係がありますので、そこらあたりは確認がとれると思えます。

○7番（久田 高志議員）

課長、今、1点目の所得制限がなされているかと。要は伊仙町と本町は少し事情が違うわけです。もちろんわかっているらっしゃると思えますけれども、樟南第二高校は所得に応じて学費を支払っている方がいらっしゃるわけです。県立高校はもちろん学費は無償化です。そこに通学するバスも全ての方が無償となるとこれはバランスが壊れてくるんじゃないのかなという思いがあるので、あとは、その補助率、2分の1なのか、全額なのか、所得制限が設けられているのか設けられていないのか。

それと、定期券のその後の検証ができますかということなんです。申請をして、

買って、領収書を提出しました。やっぱり使わないからといって、バス会社に。定期券なんて払い戻して、多少、手数料を払えば、還付がされるわけですよ。そういったことがないようにちゃんと検証できますかということです。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えします。ただいまの質問ですけれども、この分について予算を認めていただいた後に要項等の整備をしっかりとしていきます。バスの使用を検証できるかということですが、これは、先日、徳之島高校のほうに私がお伺いしまして話をしています。その中で、回数券とかは高校とちゃんと明示、回数券にこれは高校生と何かわかる表示をしていただくとか、ちゃんとした、そういう不正がない形をとっていくということで、話し合いをしております。

○7番（久田 高志議員）

要項を後から制定ということですが、そういった中で、しっかりと所得制限を設けたり、その不正な使用が絶対にならないように、そういった条件もしっかりと確認できるように。

先ほどから言っていますけれども、買って領収書を添付して、その定期券を別に返して、バイクで、通学証を親に送ってもらおうが、方法はいろいろあるわけです。

だから、その辺を、しっかりと不正利用がないような、されないような体制づくり、そして、やはり所得に応じた助成のあり方をしっかりとさせていただきたいということです。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑はないですね。

○9番（上岡 義茂議員）

土木費の目、土木総務費の。

○議長（武田 正光議員）

何ページですか。

○9番（上岡 義茂議員）

101ページ。平土野港工事負担金の770万2千円の説明と。

○議長（武田 正光議員）

上岡議員、マイクを使用してください。

○9番（上岡 義茂議員）

はい。103ページ。前野岡前横断線の横断改築工事、それと平和東線の改築工事の用地購入費が入っていますが、この件に関しまして、土地の購入に関しまして、もう路線はある程度決まっていると思っています。前野にしろ浅間にしろ。そこの地権者等の承諾はちゃんと了解を得られているのか、そこのところの確認をしてお

きます。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。前野・岡前横断線につきましては、用地が、ざっとですけれども、44件ぐらい、家屋補償が22件ぐらいというふうに見積もっております。平和東線については、用地購入に52件ほど、家屋補償が18件、いずれも概数になっておりますが、今、直接交渉はしておりませんが、所有者の確定とか、そこら辺の作業へ移行して進めているところであります。

○9番（上岡 義茂議員）

ある程度は、その路線が、途中でとまったりしないように、BPからEPまで。途中、同意が得られなくて、飛ばしてまた次に行くとかという工事ではなく、やはり始点から終点まで完全にスムーズな工事がなされる用地の交渉あたりを、地権者の承諾を得るように努力を要請しておきます。

○議長（武田 正光議員）

答弁はいいですか。

○9番（上岡 義茂議員）

お願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。その辺が一番重要であるとは考えております。地元の議員さんであつたり区長さんであつたり、また、お願いすることになろうかと思っておりますので、皆さんにも協力をお願いしたいと考えております。一生懸命頑張っていきます。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑は。

○8番（秋田 浩平議員）

ページ数は90ページの農地費の中の5の農業基盤整備促進事業、ことし、実施設計、測量委託等を組まれて、また、基盤整備事業で1千430万組まれています。これの説明と93ページの農林水産業費の中の林務、委託料の中で樹幹注入が見込まれています。これはどこでやるのか、説明をお願いします。

○農地整備課長（大久 明浩君）

90ページ、農業基盤整備促進事業費の2千330万円ですが、これについては、一応、中部地区、今、兼久の上のほうをしているんですが、その。

○8番（秋田 浩平議員）

北のほう。

○農地整備課長（大久 明浩君）

南から北に向けて、今、工事をしているB P側のほうから北のほうに290mあるんですが、ここの一部と南側のほうにハウスが徳州建設ハウスがあるんですが、その下のほうに水路が土側溝の状態であるので、そこを140m、計画をしております。

○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。樹幹注入委託ですが、済みません。ちょっと場所については、今、資料を手元に持っておりません。3年に一度で更新をしてきております。3年前に実施した箇所をことし令和2年度に再度実施するという事で予定しております。65本を予定しております。

○8番（秋田 浩平議員）

だから、ぱっと思っただけで与名間のバンガローとか、そういうところがありますけども、こういうふうに出す以上は、大体、その計画でやったのがもう3年前まで追っていけばすぐわかりますので、やってもらいたいと思います。

ついでに、先ほどドローンの購入の件が出ていましたが、これはドローン購入した場合に、操縦する人、講習を受けて、免許を持っていない、免許というか、講習を受けて、資格を持っていないとたしか飛ばせないと思うんですけど、該当者は、果たして、今、農政課のほうにいるのかどうか。今のAYTで使っているドローン等の利用とか、そういうのもできないのか、確かにこの間から消防のほうでドローンを活用させてもらって、物すごくいいというのはわかりますが、まず、講習を受けてその資格を持たないと誰でも彼でもは飛ばせないということを知ったことでもあるものですから、そこの対応はどういうふうになっているのか。

○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。150m、たしか150mを超える分については免許が必要だということで伺っております。

ただいま農政課のほうではその免許、講習を受けた職員はおりません。

令和2年度についても、今のところ、その講習会への出会の予算というのは組んでおりませんが、そこはまた確認しながら必要に応じて補正等をお願いしていくことになるかと思っております。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑はございませんか。

○10番（松山 善太郎議員）

最後のところですが、やるつもりじゃないんだけど、国体準備費負担金、これはいつも相談しているんですが、補助金で組んでいますが、既に準備大会をやりましたので、大体わかるんだと思うんですが、大まかにその7千万円の内訳を今教えて

において、使う前にいわゆる予算書形式でお示し願いたいと思いますが、できるのかどうか、お聞きします。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。2020年度収支予算案ということで、第75回燃ゆる感動かごしま国体トライアスロン競技天城町の実行委員会に対しての町からの補助金ということで、先ほどありました9千400万程度を今運営補助金というふうに計上させていただいております。

内訳といたしまして、リハーサル大会を行いました。

○10番（松山 善太郎議員）

総会資料、出せますか。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

出せます。実行委員会に対する予算書がありますので、それを提出させていただいてもよろしいでしょうか。（「いいですよ」「委員会付託」と呼ぶ者多し）
（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となりました議案第24号から議案第28号はお手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第28号はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これからは、委員会とし、次の会議は3月23日月曜日午前10時から開会します。

本日は、これで散会します。

散会 午後 3時53分